

○財務省告示第二百六十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年七月二十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年八月九日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百九十三回、第二百九十五回、第三百十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十一回、第六十二回、第六十六回、第六十八回、第七十一回、第七十五回、第七十六回、第八十一回、第八十三回、第八十七回、第八十九回、第九十回）及び第九十二回、第九十三回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十七回、第九十八回、第九十九回、第一百回）	
二	発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	
三	振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	
四	発行方法
利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さいものとする。	
五	募入決定の
各申込みのうち利回り格差の小さいものとする。	

方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	十二 利率	十三 経過払込み
----	-------	--------	---------	--------	-------	---------	-------	----------

さいものからその応募額を順次割り当てる。その応募額を順次額面金額で二億九百八十六億円三千万円(別表のとおり)内訳八十一億三千九百九十五万円五千万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十四年七月二十六日平成二十年七月二十六日発行の対象国債のごとく、面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{100 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加えた算式により算出された金額を払込期日に払い込むものとす。

各発行対象国債の額面金額の率前総額 \times 各発行対象国債の額の第一十條 / 100 \times 各期日発行日かまの発行利回りに日と(日と) \times 365

(二) 発行時に、その利息に係る所得税が源泉徴収され

十八

十五
十六
十七

十四

償還金の限度額
償還金の基
入札の基
準とする
各発行の
象国債の
利回り
元利金の支
払場所

利子

（別表のとおり）
額（金額）
平成十四年七月
日本証券協会の
債店頭売買の
された各発行
の利回り
日単利の平均
本銀行

各発行の額面金額 × 各
発行の利率 ÷ 100 × 1 ÷ 2

同日に支うる償還期限に
うに。支払うる償還期限に
。に。支払うる償還期限に
算式によらば、算出する
と、各発行の償還期
第十号に規定する
発行の各期

るものとし、又は振替口座
の記帳又は記録の算式
に、算出する金額を乗じ
金額に、二分の一の割合
額（金額）の十分の一
（一）外国債の発行
に、又は外国債の発行
に、又は外国債の発行
に、又は外国債の発行
に、又は外国債の発行

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年七月二十六日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回) 二百九十四	一・一%	平成三十三年三月二十三日	四百七十八億
利付国庫債券 (第十二年回) 二百九十	一・五%	平成三十三年三月二十三日	五百一十一億
利付国庫債券 (第十一年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	八百八十六億
利付国庫債券 (第十年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	六百五十億
利付国庫債券 (第九年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	四百九十億
利付国庫債券 (第八年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第七年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第六年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第五年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第四年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第三年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第二年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億
利付国庫債券 (第一年回) 二百九十	一・八%	平成三十三年三月二十三日	二百九十億

（利付第二回） （国庫債券） （二十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）	（利付第二回） （国庫債券） （十年）
二・二%	二・一%	二・二%	二・二%	二・一%	二・〇%	一・九%	二・一%	二・一%	二・一%	二・二%
平成二十四年 三月二十日	平成九年 三月二十九日	平成六年 三月二十八日	平成三年 三月二十八日	平成十年 三月二十七日	平成九年 三月二十七日	平成三年 三月二十七日	平成三年 三月二十七日	平成十年 三月二十六日	平成九年 三月二十六日	平成六年 三月二十六日
九億円	百二十億円	二十九億円	八十五億円	二億円	四億円	十三億円	二十二億円	十三億円	五十四億円	四十億円